平成２３年（再ロ）第３号

兵庫県高砂市百合丘３番17―２号

再生債務者　佐々木正博

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年10月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年10月26日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（再ロ）第３号

山口県宇部市大字小串935番地

再生債務者　阿部　素久

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年10月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年10月28日　山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（再ロ）第２号

秋田県湯沢市稲庭町字三鳩95番地

再生債務者　佐々木張一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年10月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年10月28日　秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（再ロ）第５号

大津市富士見台57番３号

再生債務者　和田　修治

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年10月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年10月28日

大津地方裁判所民事部再生係

平成２３年（再ロ）第５号

京都市西京区桂春日町３番地11

再生債務者　堀川　圭太

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年10月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年10月28日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２３年（再ロ）第６号

福岡市城南区田島４丁目７番７―403号

再生債務者　福島　武夫

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年10月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年10月28日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（再ロ）第９号

福岡市城南区梅林１丁目６番31―210号

再生債務者　松永　信明

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年10月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年10月27日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（再ロ）第６号

北九州市八幡西区萩原１丁目１番55―501号

再生債務者　大藤　吉広

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年10月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年10月31日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（再ロ）第５９号

大阪府東大阪市六万寺町１丁目14番33号

再生債務者　穴井孔志朗

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年10月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年10月31日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１２号

高知市瀬戸東町２丁目246番地

再生債務者　柴岡　美佐

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年10月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年10月28日

高知地方裁判所民事部個人再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.kmkmkm-123.jp/02700mi/index.html

（乙）http://www.kmkmkm-123.jp/028232z2/index.html

平成二十三年十一月九日

札幌市豊平区月寒東一条一六丁目六番一号

（甲）日北酸素株式会社

代表取締役　佃　　淳一

札幌市豊平区月寒東一条一六丁目六番一号

（乙）株式会社日北

代表取締役　佃　　淳一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年四月十五日

掲載頁　四十七頁（号外第八十一号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年四月二十二日

掲載頁　四十六頁（号外第八十六号）

平成二十三年十一月九日

東京都港区虎ノ門三丁目一一番一号ニッセイ虎ノ門ビル四階

（甲）オーウェンス・コーニング・ジャパン株式会社

代表取締役　佐藤　明彦

東京都港区虎ノ門三丁目一一番一号ニッセイ虎ノ門ビル四階

（乙）オーウェンスコーニング製造株式会社

代表取締役　佐藤　明彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年四月二十三日

掲載頁　九十五頁（号外第五十七号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年四月二十三日

掲載頁　八十七頁（号外第五十七号）

平成二十三年十一月九日

東京都江東区新木場一丁目六番二三号

（甲）中越テック株式会社

代表取締役　髙橋　秀実

富山県射水市広上二〇〇〇番地一

（乙）中越興業株式会社

代表取締役　境　　健次

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月二十一日

掲載頁　一〇三頁（号外第一三〇号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月二十一日

掲載頁　一一三頁（号外第一三〇号）

平成二十三年十一月九日

東京都目黒区鷹番二丁目一一番八号

（甲）株式会社ジャム・ティーピー

代表取締役　塗師岡永勲

東京都目黒区鷹番二丁目一一番八号

（乙）株式会社メディア・ノクス

代表取締役　塗師岡永勲

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年三月二十三日

掲載頁　九十五頁（号外第五十七号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年三月二十三日

掲載頁　八十七頁（号外第五十七号）

平成二十三年十一月九日

東京都江東区新木場一丁目六番二三号

（甲）中越テック株式会社

代表取締役　髙橋　秀実

富山県射水市広上二〇〇〇番地一

（乙）中越興業株式会社

代表取締役　境　　健次

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月二十一日

掲載頁　一〇三頁（号外第一三〇号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月二十一日

掲載頁　一一三頁（号外第一三〇号）

平成二十三年十一月九日

東京都目黒区鷹番二丁目一一番八号

（甲）株式会社ジャム・ティーピー

代表取締役　塗師岡永勲

東京都目黒区鷹番二丁目一一番八号

（乙）株式会社メディア・ノクス

代表取締役　塗師岡永勲